

証券コード：3370
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
株式会社フジタコーポレーション
代表取締役社長 遠 藤 大 輔

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujitacorp.co.jp/main/irinfotop/irp07/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第47回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3370/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フジタコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「3370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 芙蓉の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1.第47期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第47期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
4. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

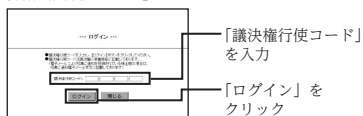
議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

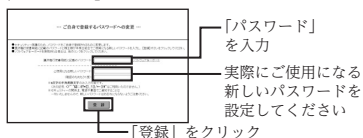
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコン、スマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価上昇やそれに伴う価格転嫁の傾向が継続しているものの、インバウンド需要の拡大等により緩やかな回復傾向にあります。世界情勢については、不安定な為替相場の影響や情勢不安定による影響もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります飲食業・小売業及び製造・卸売業におきましては、原材料及び光熱費高騰の影響が非常に大きく、また、慢性的な労働力不足も大幅な解消には至らず、大変厳しい環境で推移いたしました。

このような経済状況のもと、当社グループにおきましては、中期経営計画に基づいて不採算店舗及び事業からの撤退が概ね完了し、高収益が見込める業態については慎重に検討を重ねたうえ、新規出店、譲受出店、大規模改装及び新規事業への参入を進めることとしており、当連結会計年度において飲食店舗2店舗の出店及び5店舗の大規模改装を実施いたしました。

当連結会計年度末における当社グループの飲食・小売部門の展開業態は9業態、稼働店舗数は48店舗（前連結会計年度末、9業態47店舗）、製造・卸売部門1拠点、農畜産部門1拠点であります。当連結会計年度の経営成績は、売上高4,892,525千円（前連結会計年度比6.6%増）、営業利益113,946千円（同21.3%増）、経常利益112,667千円（同11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益96,811千円（同84.1%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<飲食・小売部門>

当連結会計年度の飲食・小売部門におきましては、フランチャイジー事業はフランチャイズ本部主導の新商品の投入や販売促進活動を、オリジナルブランド事業は季節限定商品の開発及び販売を継続し、スマートフォンアプリやLINE等及び店頭にて特定商品を訴求することで客単価増やリピート顧客の獲得に努めてまいりました。

飲食・小売部門の当連結会計年度の売上高は4,311,715千円（前連結会計年度比7.0%増）、セグメント利益155,100千円（同5.2%増）となりました。

<製造・卸売部門>

当連結会計年度の製造・卸売部門におきましては、衛生管理に最大限の注意を払いつつ、製造数及び販売数の目標を掲げ、効率的な製造スケジュールの策定・遂行や新たな商品の開発・販売及び新規取引先の開拓による販路拡大の双方で収益の最大化に努めてまいりました。

製造・卸売部門の当連結会計年度の売上高は366,858千円（前連結会計年度比7.0%減）、セグメント利益6,408千円（同11.6%減）となりました。

<農畜産部門>

当連結会計年度の農畜産部門におきましては、乳牛購入を段階的に行って頭数増加と並行して栄養管理や牛舎環境を改善し、搾乳量の向上と牧草の自社栽培等によるコスト削減に努めてまいりました。

農畜産部門の当連結会計年度の売上高は213,951千円（前連結会計年度比29.8%増）、セグメント損失32,467千円（前連結会計年度 セグメント損失44,694千円）となりました。

<セグメント別売上高>

セグメントの名称	前連結会計年度 2023年4月1日から 2024年3月31日まで		当連結会計年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで		前 期 比 増 減 率
	売 上	構成比	売 上	構成比	
飲 食 ・ 小 売 部 門	4,029,348千円	87.8%	4,311,715千円	88.1%	7.0%
製 造 ・ 卸 売 部 門	394,653	8.6	366,858	7.5	△7.0
農 畜 産 部 門	164,795	3.6	213,951	4.4	29.8
合 計	4,588,798	100.0	4,892,525	100.0	6.6

(注) セグメント区分は(5)主要な事業内容と同様であります。

<剰余金の配当>

当社グループの主要な事業であります飲食・小売業及び製造・卸売業は、長期的な見通しを踏まえた事業展開が必要であり、そのためには安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図ることが重要な課題であると考えております。収益体質の強化・充実と今後の事業展開に備えるため、内部留保に努めるとともに、株主の皆様への利益還元として業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、2007年3月期の期末配当を最後に見送ってまいりましたが、収益力と財務基盤の強化が順調に進捗している状況等を総合的に勘案した結果、配当再開の環境が整ったものと判断し、1株当たり2円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

株主の皆様には長年にわたり多大なるご心配をおかけしてまいりましたが、これまでのご支援に感謝申し上げるとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は252,803千円で、その主なものは以下のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に完成した主要設備

飲食・小売部門 開店、店舗改装、店舗資産譲受

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

飲食・小売部門 閉店、店舗改装

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの財務基盤の強化及び今後の成長投資に向けた機動的な資金調達を目的として、取引銀行より長期借入金として900,876千円の資金調達を行いました。また、併せて同行と総額100,000千円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2022年3月期)	第45期 (2023年3月期)	第46期 (2024年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高(千円)	—	—	4,588,798	4,892,525
経 常 利 益(千円)	—	—	127,809	112,667
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	—	52,583	96,811
1株当たり当期純利益(円)	—	—	14.82	27.78
総 資 産(千円)	—	2,984,453	2,848,903	2,798,946
純 資 産(千円)	—	83,799	139,428	238,583
1株当たり純資産額(円)	—	△8.87	6.84	35.31

- (注) 1. 第45期が連結計算書類の作成初年度であるため、第44期以前の状況は記載しておりません。また、第45期は連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2022年3月期)	第45期 (2023年3月期)	第46期 (2024年3月期)	第47期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高(千円)	4,020,841	4,194,073	4,424,002	4,678,573
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△68,575	36,698	138,131	123,939
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△110,227	△69,880	65,828	111,895
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△46.41	△24.04	18.70	32.20
総 資 産(千円)	2,933,865	2,695,983	2,569,676	2,548,865
純 資 産(千円)	2,555	85,229	154,103	268,342
1株当たり純資産額(円)	△41.03	△8.43	11.16	44.05

- (注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	株式会社TOMON I ゆめ牧舎
資本金	30,000千円
当社の議決権比率	30%（当社と緊密者の所有株式数を合算した議決権比率 80%）
主要な事業内容	農産物の生産及び販売、牧場の経営、乳牛の育成並びに飲用牛乳及び乳製品の生産販売等

(4) 対処すべき課題

<2026年3月期の重点施策>

当社グループの喫緊の課題であります、安定的な収益確保ができる体制にすべく、組織編成、展開業態の絞り込み等を行い、より効率的な店舗運営だけではなく、営業店舗以外の事業分野に参入し、「食」全体の発展や生産・加工地域との連携などの地域貢献やフードマイレージの削減など、当社グループの事業間の連携が可能になりつつあるものの、原材料及び光熱費等の値上りが継続しており、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

国際情勢不安などの未確定な要素が多い状況ではありますが、当社グループは飲食・小売部門、製造・卸売部門共に店舗の運営コストの削減及び各種契約内容の見直し、収益性・立地その他の条件を考慮し、慎重に判断したうえで店舗及び新規事業の展開を進めてまいります。また、食品製造、農業、酪農など新たに参入した事業については、経営基盤固めが必要であると認識しております。

当社グループは以下の事項を課題として認識し、対処してまいります。

- ① 次期を担う人材の確保・育成
- ② 既存店舗の収益力維持及び向上
- ③ 新規出店、既存店舗の改装
- ④ 製造・卸売事業の収益化
- ⑤ 農業及び酪農業の収益化

＜継続企業の前提に関する重要事象等について＞

当連結会計年度における当社グループの業績は、営業利益113,946千円、経常利益112,667千円及び親会社株主に帰属する当期純利益96,811千円を計上している一方で、有利子負債は2,069,827千円と負債・純資産の74.0%を占め、手元流動性に比して高水準であるため、一部の取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。こうした状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該重要事象等を解消すべく、事業面及び資金面において対応策を講じております。

事業面におきましては、店舗において期間限定商品やサービスの訴求、スマートフォンのアプリやLINE等を使用した効率的な販売促進活動による収益確保と販売管理費等のコスト削減を両立し、収益力の強化に努めてまいります。当社グループのオリジナルブランドであり、フランチャイザーとして加盟店展開しております「かつてん」の積極的な加盟開発及び加盟店出店を進め、フランチャイザー事業を当社グループの収益の柱となる事業へと成長させてまいります。また、飲食・小売事業、製造・卸売事業に共通する原材料・消耗品をはじめとする全社的なコスト削減活動を継続してまいります。さらには、「食」に関連する事業展開につきましても、サステナビリティを意識しつつ、収益拡大に向けた取引先の新規開拓、ネット通販等の対面以外の販路の充実や海外での事業活動開始に向けた調査・トライアル販売にも着手しており、より多くのチャンネルでの販売活動を行ってまいります。

資金面におきましては、これまで長期借入金元本の返済条件緩和を取引金融機関に要請し、同意を得て返済しておりましたが、取引金融機関と取引正常化に向けた取り組みを行った結果、一部の取引金融機関と取引正常化することとなり、財務基盤の強化及び今後の成長投資に向けた資金調達を目的として、2024年9月に取引銀行1行と資金の借入（借換）及び当座貸越契約を締結いたしました。その他の取引金融機関につきましては、長期借入金元本の返済条件緩和を継続することで同意を得ておりますが、今後もすべての取引金融機関との取引正常化に向けて活動を継続し、財務体質の改善を図ってまいります。

これらの具体的な対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは飲食・小売部門、製造・卸売部門及び農畜産部門を展開しております。部門別の主要な商品、製品、サービス等は以下のとおりであります。

① 飲食・小売部門

ブランド名	主要な商品・事業内容等
ミスタードーナツ	ドーナツ・パイ
モスバーガー	ハンバーガー
はなまるうどん	讃岐うどん
ベビーフェイスプラネッツ	パリ風カフェレストラン
らーめんおっぺしゃん	熊本ラーメン
牛角	焼肉
しゃぶしゃぶ温野菜	しゃぶしゃぶ
セリア生活良品	100円ショップ
かつてん	かつ丼・天丼

② 製造・卸売部門

名称	主要な商品・事業内容等
トワ・ヴェール	チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリーム

③ 農畜産部門

名称	主要な商品・事業内容等
(株)T O M O N I ゆめ牧舎	酪農業

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社 北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号

店 舗

飲食・小売部門

業 態 名 称	地 域	店 舗 数
ミスタードーナツ	北海道地域 東 北 地 域	15店舗 8店舗
モスバーガー	北海道地域	5店舗
はなまるうどん	北海道地域 東 北 地 域	1店舗 1店舗
ベビーフェイスプラネット	北海道地域 東 北 地 域	6店舗 1店舗
らーめんおっぺしゃん	北海道地域 東 北 地 域	1店舗 1店舗
牛角	北海道地域 東 北 地 域	1店舗 1店舗
しゃぶしゃぶ温野菜	北海道地域	1店舗
かつてん	北海道地域	5店舗
セリア生活良品	北海道地域	1店舗

食 品 製 造 拠 点

黒松内町特産物手づくり加工センター（トワ・ヴェール）

北海道寿都郡黒松内町

② 子会社

株式会社TOMON I ゆめ牧舎

北海道寿都郡黒松内町字西熱原野237番地4

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食・小売部門	66 (355)名	2名減 (10名増)
製造・卸売部門	11 (2)名	1名減 (2名減)
農畜産部門	7 (1)名	1名増 (1名増)
全社(共通)	28 (4)名	4名増 (2名減)
合計	112 (362)名	2名増 (7名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日8時間/人(当社就業規則による実働時間)で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105(361)名	1名増(6名増)	40.7歳	10.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日8時間/人(当社就業規則による実働時間)で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	869,410千円
株式会社北洋銀行	260,510
株式会社日本政策金融公庫	243,668
株式会社商工組合中央金庫	209,333
株式会社日本政策金融公庫	167,164
株式会社みずほ銀行	141,813

(注) 1. 当社及び連結子会社の主要な借入先の状況を記載しております。
2. 2025年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 9,606,000株
 A種優先株式 100,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 3,413,300株
 A種優先株式 100,000株
- (3) 株主数 普通株式 3,645名(前事業年度末比1,466名増)
 A種優先株式 1名(前事業年度末比－)

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数			持 株 比 率
	普通株式	A種優先株式	合 計	
株式会社JFLAホールディングス	397,200株	－株	397,200株	11.31%
藤 田 博 章	200,000	－	200,000	5.69
株 式 会 社 ダ ス キ ン	45,100	100,000	145,100	4.13
楽 天 証 券 株 式 会 社	134,800	－	134,800	3.84
公益財団法人こどもの未来創造基金	69,600	－	69,600	1.98
株式会社古館篤臣総合事務所	57,000	－	57,000	1.62
林 昭 男	56,600	－	56,600	1.61
山 下 博	55,500	－	55,500	1.58
谷 治 登 美 男	51,000	－	51,000	1.45
藤 田 健 次 郎	43,900	－	43,900	1.25

（注）持株比率は、自己株式79株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	藤田 博章	丹治林業株式会社取締役
代表取締役社長	遠藤 大輔	株式会社フジックス代表取締役社長 株式会社TOMONI ゆめ牧舎 代表取締役社長
専務取締役	清水 清作	経理・総務管掌
取締役	森下 將典	KOZOホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社小僧寿し代表取締役社長
取締役	松原 淳二	－
取締役	上岡由紀子	弁護士 弁護士法人上野・横山・ 渡法律事務所所属
常勤監査役	栗林 法正	－
監査役	廣内 克規	株式会社JFLAホールディングス 内部監査室長 株式会社栄喜堂取締役 株式会社アルテゴ取締役
監査役	木下 雄次	丸政商事株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は社外取締役であります。
2. 監査役廣内克規氏及び木下雄次氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役松原淳二氏、上岡由紀子氏及び監査役木下雄次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とする。

b. 基本報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、金銭による月例の固定報酬としての基本報酬のみとし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で役位、職責等に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定する。

また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとする。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任し、その委任の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認する。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長遠藤大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認しております。

ハ、当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	27,130千円 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (1)	6,105千円 (1,200)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3)	33,235千円 (3,600)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額12,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額1,200千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
4. 取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名及び無報酬の社外監査役1名を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・森下將典氏は、K O Z Oホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。同社グループと当社との間に食材の取引関係があります。
- ・上岡由紀子氏は、弁護士法人上野・横山・渡法律事務所の弁護士を兼務しております。同法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・廣内克規氏は、株式会社J F L Aホールディングスの内部監査室長、株式会社栄喜堂及び株式会社アルテゴの取締役であります。株式会社J F L Aホールディングスと当社との間で業務資本提携契約書を締結しております。株式会社栄喜堂及び株式会社アルテゴと当社との間には、特別な関係はありません。
- ・木下雄次氏は、丸政商事株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。なお、同氏は、当社取締役会長藤田博章氏の三親等以内の親族であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森下 將典	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。 経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特に管理部門に関する幅広くかつ豊富な知見をもとに、当該分野についての助言、経営陣の監督を行っております。
取締役 松原 淳二	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特に飲食業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
取締役 上岡 由紀子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。 弁護士としての専門的な見識と豊富な経験をもとに、必要な発言を行っており、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 廣内 克規	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回及び監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 内部監査室長としての経験をもとに、当社の内部監査及び内部統制評価について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 木下 雄次	当事業年度に開催された取締役会12回すべて及び監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と観点から、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	705,329	流 動 負 債	785,468
現 金 及 び 預 金	365,424	買 掛 金	87,639
売 掛 金	180,057	短 期 借 入 金	228,772
商 品 及 び 製 品	25,028	1 年 内 返 済 予 定 の	156,389
仕 掛 品	12,537	長 期 借 入 金	
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	65,558	リ ー ス 債 務	5,611
そ の 他	56,723	未 払 金	171,448
固 定 資 産	2,093,617	未 払 法 人 税 等	54,410
有 形 固 定 資 産	1,391,237	そ の 他	81,197
建 物 及 び 構 築 物	809,872	固 定 負 債	1,774,894
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,766	長 期 借 入 金	1,654,429
土 地	428,228	リ ー ス 債 務	21,413
建 設 仮 勘 定	528	資 産 除 去 債 務	16,134
そ の 他	143,841	そ の 他	82,916
無 形 固 定 資 産	193,346	負 債 合 計	2,560,362
の れ ん	45,578	純 資 産 の 部	
借 地 権	140,000	株 主 資 本	233,580
そ の 他	7,767	資 本 金	889,985
投 資 そ の 他 の 資 産	509,033	資 本 剰 余 金	549,534
投 資 有 価 証 券	61,897	利 益 剰 余 金	△1,205,885
敷 金 及 び 保 証 金	401,364	自 己 株 式	△53
繰 延 税 金 資 産	24,864	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,933
そ の 他	50,932	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,933
貸 倒 引 当 金	△30,024	非 支 配 株 主 持 分	70
資 産 合 計	2,798,946	純 資 産 合 計	238,583
		負 債 純 資 産 合 計	2,798,946

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,892,525
売 上 原 価		2,001,032
売 上 総 利 益		2,891,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,777,546
営 業 利 益		113,946
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	355	
受 取 配 当 金	1,113	
受 取 支 援 金 収 入	18,815	
不 動 産 賃 貸 料	143,409	
そ の 他	21,288	184,982
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52,068	
不 動 産 賃 貸 原 価	116,446	
そ の 他	17,746	186,261
特 別 利 益		112,667
固 定 資 産 売 却 益	181	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	10,435	
店 舗 閉 鎖 損 実 引 当 金 戻 入 益	1,524	12,141
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,388	
店 舗 閉 鎖 損 失	2,119	
減 損 損 失	1,852	15,360
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		109,449
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	39,755	
法 人 税 等 調 整 額	△27,117	12,637
当 期 純 利 益		96,811
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		96,811

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	669,080	流 動 負 債	693,407
現 金 及 び 預 金	341,515	買 掛 金	78,723
売 掛 金	160,132	短 期 借 入 金	228,772
商 品 及 び 製 品	24,286	1年内返済予定長期借入金	86,737
仕 掛 品	12,537	リ ー ス 債 務	2,757
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	58,330	未 払 金	162,633
前 払 金	101	未 払 費 用	19,888
前 払 費 用	39,487	未 払 法 人 税 等	54,230
そ の 他	32,689	未 払 消 費 税 等	29,126
固 定 資 産	1,879,784	前 受 金	14,703
有 形 固 定 資 産	1,106,290	預 り 金	15,834
建 物	720,168	固 定 負 債	1,587,115
構 築 物	16,049	長 期 借 入 金	1,480,413
機 械 及 び 装 置	132	長 期 リ ー ス 債 務	10,326
車 両 運 搬 具	5	長 期 未 払 金	8,732
工具、器具及び備品	83,662	長 期 預 り 金	71,508
土 地	273,848	資 産 除 去 債 務	16,134
リ ー ス 資 産	11,894		
建 設 仮 勘 定	528	負 債 合 計	2,280,522
無 形 固 定 資 産	147,767	純 資 産 の 部	
借 地 権	140,000	株 主 資 本	263,409
商 標 権	45	資 本 金	889,985
ソ フ ト ウ ェ ア	3,253	資 本 剰 余 金	549,534
そ の 他	4,468	資 本 準 備 金	549,534
投 資 そ の 他 の 資 産	625,727	利 益 剰 余 金	△1,176,057
投 資 有 価 証 券	36,847	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,176,057
関 係 会 社 株 式	124,538	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,176,057
出 資 金	164	自 己 株 式	△53
長 期 貸 付 金	25,216	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,933
長 期 前 払 費 用	12,482	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,933
敷 金 及 び 保 証 金	401,364	純 資 産 合 計	268,342
繰 延 税 金 資 産	24,864		
そ の 他	30,274	負 債 純 資 産 合 計	2,548,865
貸 倒 引 当 金	△30,024		
資 産 合 計	2,548,865		

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,678,573
売 上 原 価		1,802,032
売 上 総 利 益		2,876,541
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,715,033
営 業 利 益		161,508
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,175	
受 取 配 当 金	1,108	
不 動 産 賃 貸 料	143,409	
そ の 他	2,361	148,054
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,600	
不 動 産 賃 貸 原 価	116,446	
そ の 他	17,575	185,623
経 常 利 益		123,939
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	181	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	10,435	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益	1,524	12,141
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,756	
店 舗 閉 鎖 損 失	2,119	
減 損 損 失	1,852	11,728
税 引 前 当 期 純 利 益		124,352
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	39,575	
法 人 税 等 調 整 額	△27,117	12,457
当 期 純 利 益		111,895

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社フジタコーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員	公認会計士	岩 間	昭
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	原 田	一 平
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社フジタコーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岩 間 昭
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	原 田 一 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会決議に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を予定しております。

詳細につきましては、連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2025年5月26日

株式会社フジタコーポレーション 監査役会

常 勤 監 査 役	栗 林	法 正	㊟
社 外 監 査 役	廣 内	克 規	㊟
社 外 監 査 役	木 下	雄 次	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額889,985,300円のうち819,985,300円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を70,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年6月26日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額549,534,734円全額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年6月26日

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件として、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,176,057,165円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,176,057,165円

第2号議案 剰余金処分の件

当社は、連結業績並びに今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当の継続に努めることを経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、当期の業績等を勘案のうえ、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、このたびの配当原資につきましては、その他資本剰余金とすることを予定しております。

また、A種優先株式に対する当期の期末配当につきましては、定款及び優先株式発行要項で定めた所定の計算に基づく金額とさせていただきますものであります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円
普通株式配当総額 6,826,442円
当社A種優先株式1株につき金180円
A種優先株式配当総額 18,000,000円
配当総額の合計 24,826,442円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
1	再 任 ふじ た ひろ あき 藤 田 博 章 (1940年5月25日生)	1964年4月 日本レイヨン株式会社（現ユニチカ株式会社）入社 1969年4月 フジタ産業株式会社専務取締役 1978年3月 有限会社ファミリーフーズ（現当社） 設立代表取締役社長 1988年10月 フジタ産業株式会社代表取締役社長 1993年10月 株式会社フジックス設立代表取締役社長 2019年3月 当社取締役会長（現任） 2021年11月 丹治林業株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 丹治林業株式会社取締役	普通株式 200,000株
2	再 任 えん どう だい すけ 遠 藤 大 輔 (1976年2月22日生)	1998年4月 大阪ヒルトン株式会社入社 2001年9月 株式会社プライム・リンク（現株式会社アスラポート）入社 2016年2月 株式会社アスラポート・ダイニング （現J F L Aホールディングス）事業 開発部長 2016年4月 株式会社プライム・リンク（現株式会 社アスラポート）取締役 2016年6月 当社社外取締役 2019年3月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 株式会社フジックス代表取締役社長 （現任） 2023年2月 株式会社TOMON I ゆめ牧舎代表取 締役社長（現任） 2023年6月 株式会社J F L Aホールディングス取 締役 （重要な兼職の状況） 株式会社フジックス代表取締役社長 株式会社TOMON I ゆめ牧舎代表取締役社長	10,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
3	再 任 し み ず せい さく 清 水 清 作 (1961年10月9日生)	1988年4月 株式会社藍屋（現株式会社すかいらーくホールディングス）入社 1995年12月 当社入社 2001年1月 当社執行役員 管理部長 2001年9月 当社取締役 経理部長 2005年6月 当社常務取締役 2008年8月 当社専務取締役 経理・総務管掌（現任）	普通株式 5,800株
4	再 任 社外取締役 もり した まさ のり 森 下 將 典 (1967年4月1日生)	1990年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会 社SBI新生銀行）入行 2000年11月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2005年6月 アセットインベスターズ株式会社（現 マーチャント・バンカーズ株式会社） 取締役 2009年2月 同社代表取締役社長 2014年6月 株式会社アスラポート・ダイニング （現株式会社JFLAホールディング ス）取締役海外戦略本部長 2017年6月 同社代表取締役社長 2018年8月 同社取締役グループ戦略本部長 2023年3月 株式会社小僧寿し（現K〇Z〇ホール ディングス株式会社）代表取締役社長 （現任） 2023年6月 当社社外取締役（現任） 2024年5月 株式会社小僧寿し準備会社（現株式会 社小僧寿し）代表取締役社長（現任） Kozosushi UK Limited Director （現任） Japan Centre Group Limited Director（現任） （重要な兼職の状況） K〇Z〇ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社小僧寿し代表取締役社長	一株
5	再 任 社外取締役 まつ ばら じゅん じ 松 原 淳 二 (1954年2月8日生)	1977年4月 株式会社小僧寿し北海道本部入社 1982年10月 有限会社小僧ホービス設立代表取締役 社長 1996年2月 株式会社札幌海鮮丸設立代表取締役社 長 2019年6月 当社社外取締役（現任）	一株
6	再 任 社外取締役 かみ おか ゆ き こ 上 岡 由 紀 子 (1976年8月23日生)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 ポールヘイスティングス法律事務所入 所 2009年4月 札幌総合法律事務所入所 2012年4月 上野・横山・渡法律事務所（現弁護士 法人上野・横山・渡法律事務所）入所 （現任） 2022年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 弁護士法人上野・横山・渡法律事務所所属	一株

- (注) 1. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、社外取締役がその職務の遂行にあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任限定契約に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の上限といたします。
3. 各取締役候補者（社外取締役候補者を除く。）の選任理由
- (1) 藤田博章氏は、当社の創業者として長年代表取締役社長を務め、現在は取締役会長として経営にあたっております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
- (2) 遠藤大輔氏は、当社の代表取締役社長を務め、経営全般における豊富な経験や見識、業界における幅広いネットワークを有しており、当社のさらなる企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
- (3) 清水清作氏は、管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社の専務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
4. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 森下將典氏は、事業提携やM&A、経営改革等に携わっており、これらの幅広くかつ豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。
- (2) 松原淳二氏は、長年にわたり事業会社の代表取締役社長を務めた経験があり、特に飲食業界における豊富な経験を有しているとともに、経営者としての確かな視点を有していることから、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。
- (3) 上岡由紀子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識と豊富な経験を有しており、引き続きその知識・経験を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。
5. 当社は、松原淳二及び上岡由紀子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、森下將典氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年、松原淳二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年、上岡由紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1) 森下將典氏は株式会社小僧寿しの代表取締役社長であり、当社と当社との間には、当社ブランドのレシピ提供の取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはないと判断しております。
- (2) 松原淳二氏は、1996年2月から2022年6月まで株式会社札幌海鮮丸の代表取締役社長を務めておりました。当社と当社との間には、商品の取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはないと判断しております。
- (3) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 上岡由紀子氏の戸籍上の氏名は渡邊由紀子であります。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社が取締役候補者に期待する主な知見や経験は次のとおりであります。

氏名	役職	知見・経験					
		企業経営 経営戦略	営業・ マーケティング	事業開発・ M&A	人事・労務	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント
藤田 博章	取締役会長	●	●				
遠藤 大輔	代表取締役社長	●	●	●	●		
清水 清作	専務取締役	●			●	●	●
森下 将典	社外取締役	●		●		●	●
松原 淳二	社外取締役	●	●	●	●		
上岡 由紀子	社外取締役				●		●

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち木下雄次氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 種 類 及 び 数
再 任 社外監査役 きのした ゆうじ 木 下 雄 次 (1962年11月16日生)	1985年4月 キリン・シーグラム株式会社(現キリン ディスティラリー株式会社)入社 1996年9月 丸政商事株式会社専務取締役 1999年5月 同社代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 丸政商事株式会社代表取締役社長	一株

(注) 1. 木下雄次氏は社外監査役候補者であります。

2. 当社は、木下雄次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

3. 木下雄次氏を監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続きそれらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

4. 木下雄次氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

5. 木下雄次氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月26日開催の第46回定時株主総会において補欠監査役に選任された池田直美氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
い け だ な お み 池 田 直 美 (1979年7月10日生)	2007年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ 監査法人)入所 2011年9月 公認会計士登録 2022年9月 公認会計士池田直美事務所開業 (現任) 2023年10月 はまなす公認会計士共同事務所 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士池田直美事務所代表 はまなす公認会計士共同事務所所属	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池田直美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 池田直美氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と見識を活かして、客観性や中立性を重視した会計監査が期待できるためであります。
4. 当社は、池田直美氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 池田直美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 池田直美氏の戸籍上の氏名は斗澤直美であります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬限度額は、2002年6月25日開催の定時株主総会において月額12,000千円以内（使用人分の給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の対象取締役は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」といいます。）。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年35,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額20,000千円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2025年5月21日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とまらない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

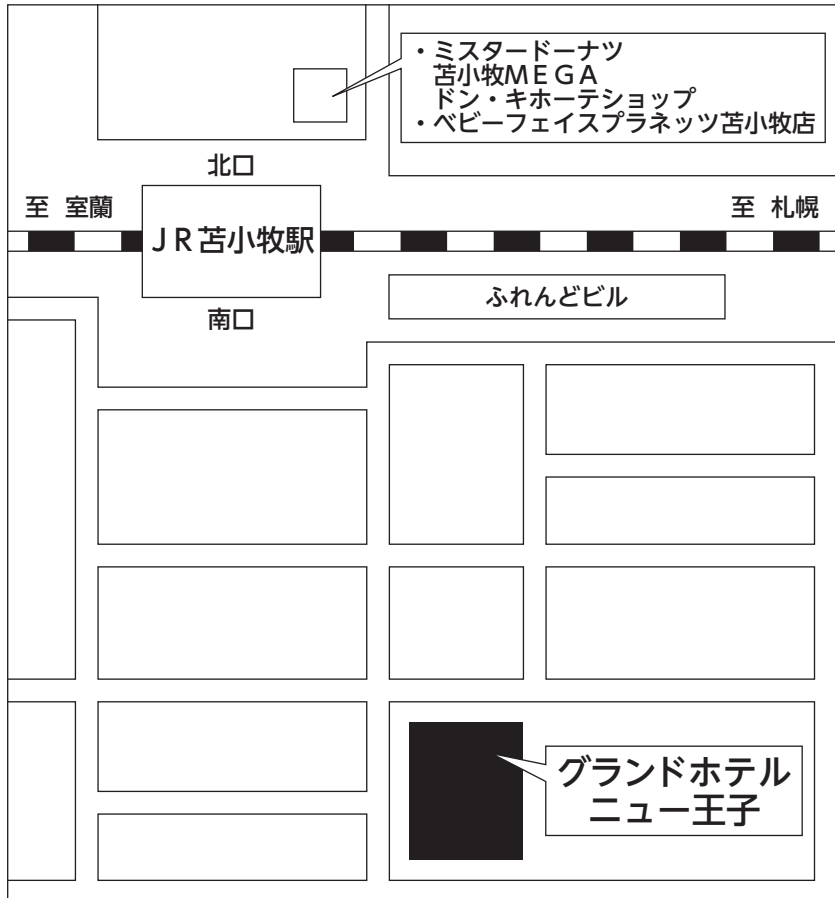
当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員及び従業員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所 : 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 芙蓉の間
TEL 0144-31-3111

最寄駅 : J R 苫小牧駅下車 南口より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。